

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪の抑止及び交通事故の防止並びに行方不明者の早期発見のための情報収集環境を整備し、安全・安心なまちづくりを推進するため、事業用として使用する自動車（以下「事業用自動車」という。）にドライブレコーダーを設置した事業者等に対し、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、曾於市補助金等交付規則（平成17年曾於市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。

(補助金の交付対象者及び対象となる自動車)

第3条 補助金の交付対象となる者及び対象自動車は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市内に事業所又は営業所を有する事業者が所有し、主に市内で使用される事業用自動車。
- (2) 市内に事業所又は営業所を有する事業者であって、事業所が雇用している被雇用者が主に市内を巡回又は市内世帯等を訪問する際に使用する被雇用者所有の自動車。
- (3) 市内に住所を有する個人事業者のうち、その事業内容が主に市内を巡回又は市内世帯を訪問して行う事業であると認められる事業者であり、その者が所有し、事業用に使用される自動車。

2 前項のうち、次の各号に該当する者は補助対象者から除くものとする。

- (1) 市税に滞納がある者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員並びにその関係者と認められる者。

(補助対象ドライブレコーダー)

第4条 補助金の交付対象となるドライブレコーダーは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) エンジン始動と同時に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効記録画素数が200万画素以上であること。
- (3) 記録メディアは32GB以上(メモリーカード等を含む。)とする。
- (4) 記録データの再生がパソコンでできること。

(補助の条件)

第5条 当該補助金の交付を受けた者は、市及びその他市長が認める機関の求めにより、記録データ及びその他の情報を提供しなければならない。

2 前項に関わらず、市内における犯罪及び交通事故の防止・解決に繋がる情報、行方不明者の早期発見に繋がる情報を保持したときは、速やかに情報を提供するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、第4条に規定するドライブレコーダーの購入及び設置に要する経費とする。ただし、一のドライブレコーダーに係る設置に要する経費は1回に限り交付するものとする。

(補助金の額及び申請の制限)

第7条 補助金の額は、対象となる自動車1台につき、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、自動車1台につき10,000円を上限とする。

2 なお、同一事業所による補助申請数は、一年度につき20台を上限とする。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車車検証の写し
- (2) 見積書等の写し(ドライブレコーダーの見積価格、数量、販売店名、購入者の氏名が記載されているもの又は自動車購入時にドライブレコーダーを付属させるものは、ドライブレコーダーの購入及び設置に要する経費内訳がわかるもの)
- (3) ドライブレコーダーの機能がわかる書類の写し(第4条に規定する機能がわかるカタログ等)

(4) 市税納税状況確認の承諾及び情報提供等誓約書(様式第2号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、補助金交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金変更(中止)届出書(様式第4号)に第8条第1号、第2号及び第3号に掲げる書類のうち、変更内容に係る書類を添えて市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出の内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第5号)により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付対象者は、当該事業を完了したときは、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、設置完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 販売業者又は設置業者の請求書又は領収書

(2) 写真(自動車前方から撮影し設置したドライブレコーダー及びナンバーが確認できるもの)

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められる場合、補助金の額を確定し、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金確定通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付対象者は、補助金を請求するときは、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金請求書(様式第8号)を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、この補助金により設置したドライブレコーダーを設置した日から3年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して譲渡又は交換してはならない。

2 補助金により設置したドライブレコーダーが故障又はその他の理由により使用できなくなった場合は、ドライブレコーダー使用中止届出書（様式第9号）に対象自動車の自動車車検証の写しを添えて使用できなくなった日から起算して30日以内に市長に届出なければならない。

（補助金の返納）

第15条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又はこの告示に違反した交付対象者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

曾於市長 様

申請者 住 所
事業所名
代 表 者
電話番号

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付申請書

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金の交付を受けたいので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 ドライブレコーダー設置台数 台
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 主な事業内容
- 4 対象車両の主な巡回地区等（該当するものにレ印。）
 市内全域 町（ 全域 地区）
- 5 添付書類
 - (1) 自動車車検証の写し
 - (2) 見積書等の写し（ドライブレコーダーの見積価格、数量、販売店名、購入者の氏名が記載されているもの又は自動車購入時にドライブレコーダーを付属させるものは、ドライブレコーダーの購入及び設置に要する経費内訳がわかるもの）
 - (3) ドライブレコーダーの機能がわかる書類の写し（カタログ等）
 - (4) 市税納税状況確認の承諾及び情報提供等誓約書（様式第2号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

曾於市長 様

申請者 住 所
事業所名
代 表 者
電話番号

市税納税状況確認の承諾及び情報提供等誓約書

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金の交付を申請するに当たり、
曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、
市が私の市税納税状況について調査することを承諾します。

また、第5条に規定する市及びその他市長が認める機関より、記録データ及びその他の情報提供の求めがあった場合又は市内における犯罪及び交通事故の防止・解決に繋がる情報、行方不明者の早期発見に繋がる情報を保持したときは、速やかに情報を提供することを誓約いたします。

第 号
年 月 日

様

曾於市長

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金について、下記のとおり決定したので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 ドライブレコーダー設置台数 台
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助の条件
 - (1) 当該補助金の交付を受けた者は、市及びその他市長が認める機関の求めにより、記録データ及びその他の情報を提供しなければならない。
 - (2) (1)に関わらず、市内における犯罪及び交通事故の防止・解決に繋がる情報、行方不明者の早期発見に繋がる情報を保持したときは、速やかに情報を提供するものとする。
 - (3) 申請内容を変更・中止しようとするときは、あらかじめ届出なければならない。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は補助金要綱に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

曾於市長 様

申請者 住 所
事業所名
代 表 者
電話番号

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金変更（中止）届出書

年 月 日付けで第 号により交付決定通知のあった曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金について、下記の理由によりドライブレコーダーの設置を変更（中止）したいので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第10条の規定により届出ます。

記

1 変更（中止）する理由

2 変更（中止）の内容

	台 数	補助金交付申請額
変更（中止）前	台	円
変更（中止）後	台	円
その他の変更		

3 添付書類（変更後の内容がわかるもの）

- (1) 自動車車検証の写し
- (2) 見積書等の写し（ドライブレコーダーの見積価格，数量，販売店名，購入者の氏名が記載されているもの又は自動車購入時にドライブレコーダーを付属させるものは，ドライブレコーダーの購入及び設置に要する経費内訳がわかるもの）
- (3) ドライブレコーダーの機能がわかる書類の写し（カタログ等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

曾於市長

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金
交付変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで届出のあった、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金変更（中止）届出書について、下記のとおり承認し決定したので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 変更（中止）後のドライブレコーダー設置台数 台
- 2 変更（中止）後の補助金交付決定額 金 円

曾於市長 様

申請者 住 所
事業所名
代 表 者
電話番号

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった
曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金に係るドライブレコーダーを
設置したので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第11条
の規定により報告します。

記

- 1 設置完了日 年 月 日
- 2 設置に要した費用 金 円
- 3 添付資料
 - (1) 販売業者又は設置業者の請求書又は領収書
 - (2) 写真（自動車前方から撮影し設置したドライブレコーダー及びナンバーが確認できるもの）

第 号
年 月 日

様

曾於市長

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金について、下記のとおり確定したので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額

金

円

年 月 日

曾於市長 様

請求者 住 所
事業所名
代表者
電話番号

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金請求書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

曾於市長 様

届出者 住 所
事業所名
代 表 者
電話番号

ドライブレコーダー使用中止届出書

曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金により設置したドライブレコーダーについては、下記の理由により使用を中止しましたので、曾於市ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱第14条の規定により届出ます。

記

- 1 中止の理由
- 2 添付書類
 - (1) 自動車車検証の写し